

# 平成31年度福岡県立社会教育総合センター非常勤職員（指導員）募集要項

## 1 採用人員 若干名

## 2 採用条件

### (1) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

<欠格条項>

- ・成年被後見人または被保佐人（民法改正の経過措置としての準禁治産者を含む）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・福岡県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### (2) 心身ともに健康で勤務に支障がない者

## 3 応募手続

### (1) 応募書類

採用志願書（別添）

### (2) 応募申込期間

平成30年12月14日（金）～平成31年2月7日（木）（必着）

### (3) 申込方法

#### ○持参の場合

社会教育総合センター総務室において午前8時30分～午後5時15分まで受け付けます。  
※休所日等がありますので、持参の場合は事前に電話等でお問い合わせください。

#### ○郵送の場合

封筒の表に「指導員希望」と朱書きし、裏面に住所・氏名を必ず記入してください。  
送付先 〒811-2402 糟屋郡篠栗町大字金出3350-2 県立社会教育総合センター  
問い合わせ 総務室 092-947-3513

## 4 応募後の連絡等

○面接等に関する連絡は、すべて志願書記載の連絡先に行います。

変更がある場合は、速やかに連絡してください。

○他に就職先が決定した等、当所指導員を希望しなくなった場合は速やかに連絡してください。

○提出された志願書はお返しできませんので予め御了承ください。

○採用志願書に記載された個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。

## 5 採用の方法

書類審査と面接により採用を決定します。

## 6 勤務条件等

### (1) 勤務場所

福岡県立社会教育総合センター（糟屋郡篠栗町大字金出3350-2）

### (2) 期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

※勤務月については、相談に応じます。

### (3) 職務内容

主に社会教育総合センターを利用する団体に対する研修指導業務

### (4) 給与等

月額138,240円 通勤費は、1日700円を上限として支給

別に宿直手当を1回につき7,200円支給

※平成30年度の額です。毎年度見直しを行っています。

### (5) 勤務日数及び勤務時間

月16日 原則として午前8時30分～午後5時15分

（宿直勤務に引き続いて勤務する日 午前7時30分～午後4時15分）

宿直勤務日（月3回程度）の勤務時間 午後1時15分～午後10時00分

その後、宿直業務は午後10時00分～翌午前7時30分

### (6) その他

社会保険あり